居宅介護･重度訪問介護重要事項説明書

この説明書は、当事業所とサービス利用契約にあたって、ご利用者やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎事業所の概要

①事業所名	横手市社会福祉協議会居宅介護事業所
②主たる事業所の所在地	秋田県横手市十文字町梨木字御休ノ上２９番地
③出張所の名称及び所在地	横手市社会福祉協議会居宅介護事業所　大雄出張所 秋田県横手市大雄字大関３１０番地
④指定事業所番号	秋田県０５１０３０１０２１号
⑤開設年月日	平成１８年１０月　１日
⑥連絡先	TEL　090-2979-3884 または 090-5837-7020 FAX　０１８２－４２－４５７７
⑦営業日・営業時間	□ 営業日　通年　３６５日 □ 時　間　午前６時００分～午後１０時００分 ※但し、天災その他、やむを得ない場合は除きます。
⑧主たる事業所の通常のサービス提供実施地域	横手市全域
⑨出張所の通常のサービス提供実施地域	横手市横手・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄地域
⑩主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
⑪事業の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づき、適切な居宅介護もしくは重度訪問介護（以下「居宅介護」という）を提供することを目的とする。
⑫事業の運営方針	事業所は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等を派遣し入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を計画的に行うものとする。 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、関係市町村、地域の保健、医療、福祉関係者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
⑬事業所が行っている他の業務	指定訪問介護　平成 17 年 10 月 1 日指定 秋田県０５７０３１３１４８号

◎職員体制

職　　種	員　　数	職　務　の　内　容
①管理者	１名（兼務可）	事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行う。
②サービス提供責任者	２名以上（兼務可）	サービス調整、居宅介護計画の作成、サービス内容の管理・苦情処理、従事者に対する技術指導等。
③訪問介護員	常勤換算方法で２．５名以上（兼務可）	身体介護、家事援助等を行う。
④事務職員	１名（兼務可）	事業の実施に必要な事務を行う。

※訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修１～２級課程を修了したものです。

◎サービス内容

市町村が決定した「支給決定内容」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を作成します。

サービス名（区分）		内　　容
居宅介護	①身体介護 通院等介助 (身体介護あり)	起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、身体整容、身体の清拭・洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬介助、通院介助等
	②家事援助 通院等介助 (身体介護なし)	住居の清掃・整理整頓、ごみ出し、洗濯、調理、ベッドメイク、衣服の整理・被服の補修、買い物、薬の受け取り、身体介護を伴わない通院介助等
重度訪問介護		◎脳性まひなど全身性障害がある方が対象 身体介護、家事援助、見守りなどの生活全般と公共機関などへの社会生活上不可欠な外出時の援助（１日の範囲内で用務を終えるものに限る）等 ※具体的な内容は①身体介護、②家事援助と同様、③移動介護

※ご利用者に対し、身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。生命や身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様や時間、利用者の心身の状況など必要な事項の記録を行います。

※ご利用者の尊厳の保持、虐待防止のために、虐待防止に関する担当者を選定し、委員会や研修を開催して、知識・技術の向上に努めています。

※感染症や災害に関する業務継続計画を策定し、感染症や災害発生時においても必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築していきます。

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に関する方策（生産性向上）の検討を行っていきます。

提供できない居宅介護サービス
●医療行為　●預貯金の引き出しや預け入れ（通帳やカードの預かり） ●利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し等　●除雪 ●主として利用者が使用する居室等以外の掃除　●花木の水やり ●来客の応接（お茶、食事の手配など）●室内外家屋の修理、ペンキ塗り ●特別な手間をかけて行う料理　●ペットの世話（犬の散歩など） ●家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え　●草むしり　●園芸 ●大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ●自家用車の洗車・清掃

◎具体的な利用料（利用者負担額）は次の通りです。

利用料は、市町村が決定して上限額が定められており、障害支援区分やサービスの内容、利用する時間の長さによって異なります。利用者に自己負担していただく目安の金額は下記の通りです。

【自立支援給付】（訪問介護員１人１回のご利用額です）

種類＼時間		30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	2 時間未満
居宅介護	① 身体介護	256 円	404 円	587 円	669 円
	通院等介助（身体介護あり）	256 円	404 円	587 円	669 円
	② 家事援助	106 円	197 円	275 円	346 円
	通院等介助（身体介護なし）	106 円	197 円	275 円	345 円
③重度訪問介護（区分６の方に４時間未満のサービスを提供した場合）			202 円	301 円	400 円

☆　上記金額に特定事業所加算（Ⅱ）10%が追加されます。（重度訪問介護除く）

☆　基本料金と特定事業所加算（Ⅱ）を加えた額に、福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（居宅介護 41.7%、重度訪問介護 34.3%）とが追加されます。

☆　他の事業所もご利用の場合は、利用者負担上限額管理加算 150 円（月１回）が追加される場合があります。

☆　早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は 25%増となります。

☆　2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、ご契約者の同意の上で、通常の料金の 2 倍の金額をいただきます。

☆　居住地域により、特別地域加算 15%が加算される場合があります。

初　回　加　算	新規に居宅介護計画書を作成し、初回訪問にサービス提供責任者が居宅介護等を行った場合	200 単位
緊急時対応加算	居宅介護計画にない緊急な要請に対して、サービス提供責任者が必要と認め、緊急に居宅介護等を行った場合 （居宅の場合.身体介護/月２回まで）	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	訪問介護員がたんの吸引等を実施した場合 ※居宅の場合.身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）を提供する場合に算定可能	100 単位 （1 日あたり）
移　動　加　算 （重度訪問介護）	社会生活上必要不可欠な外出等による外出の支援を行った場合 （受給者証にある支給量の範囲内にて対応可能）	時間に応じ基本報酬に加算

※次の場合は実費負担が生じます

①「通院等介助」において訪問介護員に公共交通機関などの交通費等が必要な場合の実費（サービス利用時にその都度支払）

②通常実施地域以外の地域に住み、当事業所を利用する場合の交通費等 （サービス利用料とともに１ヶ月毎の支払 ※片道１ｋｍ当たり２３円）

◎支払方法

□指定金融機関の利用者指定口座自動引落	□その他（　　）

◎ご利用の注意点について

ご利用者・ご家族におかれましては、当事業所のサービスをご利用いただく際、下記事項についてお守りいただきますようお願いいたします。

〈物損の扱いについて〉

訪問介護員が食器や生活用品等を扱う中で、誤ってこれを破損させてしまうといった事故が考えられます。その場合は契約書中の賠償条項に基づき対応し、訪問介護員の過失が認められる場合には同じ物品または相応の額を賠償いたしますので、都度お申し出下さい。もっとも訪問介護員の行動に過失が認められない場合や、特殊な事情がある場合にはご希望通りの賠償がされないこともあります。また、あまりに高価な物品であることを事前にお知らせ頂いていない状況で破損した場合などは、全額の賠償をいたしかねることもありますので、該当物品についてご利用者・ご家族にて管理くださいますようご協力お願いいたします。

〈暴言・暴力・ハラスメントの禁止について〉

訪問介護員等に対し、次の行為は違法行為です。事業所からの申し入れにもかかわらず、そのような行為が繰り返される場合には契約書の規定に基づき、やむを得ず契約を解除させていただく場合があります。

①セクシャルハラスメント・暴力行為・大声での恫喝・過剰な要求・暴言等
②身体および財物の損傷、または損壊すること等

◎守秘義務について

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族及びその家族に関する秘密について、利用者や家族又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

◎緊急時の対応について

サービスの提供中、ご利用者の心身の状況の異変、その他緊急事態が生じた時には、速やかにご家族、主治医に連絡するとともに、管理者に報告し、必要な措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合、ご利用者の避難等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	担　当　医	
	所　在　地	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先	氏　　名	
	続　　柄	
	住　　所	
	電話番号	

◎事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況や処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止対策を講じます。

◎提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

◎苦情・相談の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は、下記の専用窓口で受付けます。

職　名	氏　名
管理者・サービス提供責任者	佐　藤　　恵
サービス提供責任者	佐々木　成　子
サービス提供責任者	宮　田　明　子
サービス提供責任者	髙　橋　　恵
サービス提供責任者	得　山　和　恵
サービス提供責任者	杉　山　富美子
サービス提供責任者	石　川　祐美子
サービス提供責任者	照　井　真紀子
【 苦情解決責任者 】	横手市社会福祉協議会事務局長

※当事業所に対する苦情やご相談は随時対応いたしております。

◎第三者委員

本事業所では、２名を「苦情解決第三者委員」に選任しております。利用者は、本事業所への苦情やご意見について第三者委員に相談することができます。

連絡窓口は次のとおりです。

氏　名	連絡先
照井　克善 川越　伸彦 対応時間　9:00～17:00（平日）	電話番号　0182－33－1033 電話番号　0182－38－8859

◎公的機関における苦情は、次の窓口で申し出等できます。

機関名	連絡先
市本庁社会福祉課 対応時間　8:30～17:15	横手市中央町８番２号 電話番号　0182－35－2132 ＦＡＸ　0182－32－9709
※貴方様がお住まいの最寄の地域局にも申し出できます。 【担当課】市障がい福祉相談窓口　各地域局　障がい福祉担当 対応時間　8:30～17:15	
秋田県福祉サービス相談支援センター 秋田県運営適正化委員会 対応時間　9:00～17:00	秋田市旭北栄町１番５号 電話番号　018－862－2726 ＦＡＸ　018－864－2742

居宅介護サービスの提供内容の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

事業者　横手市社会福祉協議会居宅介護事業所

説明者職名＿＿＿＿サービス提供責任者＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、居宅介護サービスの提供内容の開始に同意し受領しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　　所＿横手市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家族・代理人　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（続柄　　）